契約書(案)

- 1. 件 名 令和7~11年度石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式 (仕様書1) 小型乗用車4台
- 2. 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- 3. 賃貸借期間 令和8年3月1日から令和12年3月31日 ただし、賃貸借台数4台のうち3台は令和8年4月1日から令和12 年3月31日までとする。
- 4. 契約金額 別表のとおり
- 5. 契約保証金 免除

支出負担行為担当官石川労働局総務部長 秋葉 大輔(以下「甲」という。)と (受注者) (以下「乙」という。)は、「令和7~11年度石川労働局の業務用自動 車賃貸借業務一式(仕様書1)小型乗用車4台」(以下「業務」という。)に関し別 記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 石川県金沢市西念3-4-1 支出負担行為担当官 石川労働局総務部長 秋葉 大輔

Z 00000000000 0000 0000 0000 00 00

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

- 第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書 を提出し、その承認を受けなければならない。
 - なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が 本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定 しなければならない。
- 3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反した ことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたもの に限る。以下同じ。)を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれ に応じなければならない。
- 4 乙は、再委託先を変更する場合は、様式2により甲に再委託に係る変更承認申請書を 提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めの無い限り乙と法人格を異に する者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当す るものとする。

(履行体制)

- 第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3により甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに前条第4項の手続により甲に 承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この 限りでない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。) の名称のみの変 更

- (2) 事業参加者の住所のみの変更
- (3) 契約金額のみの変更
- 3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

- 第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞 日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額 を遅滞料として徴収するものとする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲 がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

- 第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完 了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得な ければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規 定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要 な指示をさせることができる。

(検査)

- 第9条 乙は各月末及び業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。
- 2 甲の指定する検査職員は、契約履行状況について、連絡を受けた日から10日以内に 検査を行うものとする。
- 3 乙は、業務終了時の検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく 手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

- 第10条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを官署支出官石川労働 局長に請求するものとする。
- 2 官署支出官石川労働局長は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出された

ときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払 わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し 昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を 定める件」に定める率により計算して得られた額(100円未満切捨)を遅延利息とし て乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

- 第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

(個人情報保護)

- 第14条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元 不可能な方法による廃棄を行わなければならない。
- 5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細

を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

(契約の解除等)

- 第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。
- 2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、 契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
- 3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該 期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計 算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの 義務を免れるものとする。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認めた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一 部を解除することができる。
- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、 その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法 第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規

定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、 又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない 旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第 198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起され たとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚 偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合 は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、 送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第2 1項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出し なければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合 には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の 2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は 第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、 本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第21条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと 認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第22条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等

(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者 (再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契 約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないこと を確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第23条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに 当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしな ければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第24条 第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第26条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政 処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る解除等)

- 第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告その他の手続を要せず、 乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 1 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 2 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に

虚偽があったことが判明したとき。

3 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかった ことが判明したとき。

本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第28条 第27条の規定により甲が契約を解除した場合に、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第29条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(紛争等の解決方法)

- 第30条 この契約に関し、疑義紛争が生じた場合は、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、金沢地方裁判 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

会計・勘定		令和7年度								
	月額(税込)	×	台数		×	月数		合計		
一般会計	円	×	-	台	×	0 月	=		0 円	
特別会計労災勘定	円	×	-	台	×	0 月	=		0 円	
特別会計雇用勘定	円	×	1	台	×	1 月	=		0 円	
特別会計徴収勘定	円	×	-	台	×	0 月	=		0 円	

会計・勘定	令和8年度								
	月額(税込)	×	台数		×	月数		合計	
一般会計	- 円	×	1	台	×	12 月	=		0 円
特別会計労災勘定	- 円	×	-	台	×	0 月	=		0 円
特別会計雇用勘定	- 円	×	3	台	×	12 月	=		0 円
特別会計徴収勘定	- 円	×	-	台	×	0 月	=		0 円

会計・勘定				令和	和9年	度			
云川、剛定	月額(税込)	×	台数		×	月数		合計	
一般会計	- 円	×	1	台	×	12	月 =		0 円
特別会計労災勘定	- 円	×	-	台	×	0	月 =		0 円
特別会計雇用勘定	- 円	×	3	台	×	12	月 =		0 円
特別会計徴収勘定	- 円	×	-	台	×	0	月 =		0 円

会計・勘定				令和	10年	€度		
	月額(税込)	×	台数		×	月数		合計
一般会計	- 円	×	1	台	×	12 月	=	0 F
特別会計労災勘定	- 円	×	-	台	×	0 月	=	0 F
特別会計雇用勘定	- 円	×	3	台	×	12 月	=	0 F
特別会計徴収勘定	- 円	×	-	台	×	0 月	=	0 F

会計・勘定				令和	111年	F度		
	月額(税込)	×	台数		×	月数		合計
一般会計	- 円	×	1	台	×	12 月	=	0 円
特別会計労災勘定	- 円	×	-	台	×	0 月	=	0 円
特別会計雇用勘定	- 円	×	3	台	×	12 月	=	0 円
特別会計徴収勘定	- 円	×	-	台	×	0 月	=	0 円

会計・勘定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和110年度	総合計
一般会計	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
特別会計労災勘定	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
特別会計雇用勘定	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
特別会計徴収勘定	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 +	0 円 =	0 円
総合計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

殿

住 所商号又名称 代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和7~11年度石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る再委託について、下 記のとおり申請します。

記

- 1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2. 委託する相手方の業務の範囲
- 3. 委託を行う合理的理由
- 4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

殿

住 所 商号又名称 代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和7~11年度石川労働局の業務用自動車賃貸借業務一式に係る再委託について、下 記のとおり申請します。

記

- 1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2. 変更後の事業者の業務の範囲
- 3. 変更する理由
- 4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	石川県○○市・・・	円	
В			
С			

